

にかほ市議会議員政治倫理条例

議会は、市民が直接選んだ長及び議員が審議する場であり、最高の意思決定機関である。議会の構成員である議員は、市民を代表する機関の一員として、高い倫理観と良識を持ち、議会の権威と品位を重んじるとともに、その秩序を保持し、市民からの信頼を得なければならない。

ここに、議員と市民相互の信頼関係を築き深める基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、にかほ市議会基本条例（平成23年条例第20号）第25条第2項の規定に基づき、にかほ市議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として、自己の職責を自覚し、常に市民全体及び公共の利益の追求を指針として行動するとともに、自ら研さんを積み、その職責にふさわしい人格と倫理の向上及び地方自治の本旨に基づきその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自己の職責に反する言動をしたとの疑惑を持たれた場合は、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 議員としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行い、議会の権威と品位及び市民の信頼を損なう虚偽の言動又は個人、企業等を特定することによってその名誉を毀損する行為をしないよう慎まなければならない。
- (2) 市（市が設立した公社及び市が出資金、資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人を含む。以下同じ。）が行う許可、認可又は市の工事等の請負契約、委託契約及び物品納入契約等に関し、特定の個人又は企業等を推薦し、又は紹介するなどの有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 議員は、自己の地位と権限による影響力を不正に行使することによって、いか

なる自己の利益も図ってはならない。

- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権威又は地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (5) 市職員（臨時職員を含む。）の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。

（就業の報告義務）

第4条 議員は、自らが経営し、又は実質的に経営に携わっている企業等（以下「関係私企業等」という。）がある場合は、毎年4月1日において関係私企業等の名称等を記載した関係私企業等届出書を同月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実質的に経営に携わっている企業等とは、取締役、理事、監査役、顧問若しくは経営方針に関与し、当該企業等の役員と同程度の執行力と責任を有するこれらに準ずる職に就いている法人その他の団体をいう。
- 3 議員は、関係私企業等届出書の内容に変更が生じた場合は、速やかに関係私企業等変更届出書によりその旨を議長に届け出なければならない。
- 4 関係私企業等届出書及び関係私企業等変更届出書は、議員の職に在る間、市民の閲覧に供する。
- 5 議長は、第1項及び第3項の届け出については、4年間これを保存するものとする。

（兼職の届出）

第5条 議員は、法令及び条例で定められたもの以外の市の審議会等の他の職に就いた場合は、その名称等を記載した兼職届出書を速やかに議長に対し提出しなければならない。

- 2 議員は、兼職届出書の内容に変更が生じた場合は、速やかに兼職変更届出書によりその旨を議長に届け出なければならない。

（審査の請求）

第6条 市民又は議員は、第3条の規定に違反する行為（以下「政治倫理基準違反」という。）をした疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあっては地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の50人以上、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、当該政治倫理基準違反行為をした疑いのある事実を証する資料を添えて、議長に審査の請求をすることができる。

（審査会の設置）

第7条 議長は、前条の規定による審査の請求を受けたときは、にかほ市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査請求書及び添付資料を審

査会に提出し、審査を求めなければならない。

- 2 審査会は、委員 8 人をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。ただし、審査請求を行った議員又は審査の請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、委員とすることができない。
- 4 審査会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 審査会の委員の任期は、前条の審査の請求にかかる審査結果を議長に報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査）

第 8 条 審査会の委員長は、前条第 1 項の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。

- 2 審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。
- 3 審査会は、審査対象議員の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は出席の要求があった場合は、それに従わなければならない。
- 5 審査会は、審査請求代表者、その他関係者から事情を聴取し、審査に必要な書類等の提出を求め、参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 審査会は、原則公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の合意により非公開とすることができる。
- 8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報告書の提出）

第 9 条 委員長は、前条第 2 項の規定による審査会の審査が終了したときは、速やかに

報告書を作成し、議長に提出するものとする。

(弁明)

第10条 審査対象議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

(議長の措置)

第11条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、当該議員に対して、議会の権威及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 注意

(2) 陳謝の勧告

(3) 一定期間の出席自粛の勧告

(4) 議員の辞職の勧告

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3 前条の規定により弁明書が提出された場合は、議長は前項の審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条に規定する審査の請求は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた議員の行為について適用する。

3 施行日以降、最初に提出する第4条第1項及び第5条第1項に規定する届出書は、施行日の翌日から起算して30日以内に提出するものとする。

(新たな議員の届出)

4 施行日以後、新しく議員に就任した者が最初に提出する第4条第1項に規定する届

出書は、同項中「毎年4月1日」とあるのは「就任の日」と、「同月30日までに」とあるのは「就任の日の翌日から起算して30日を経過するまでに」とする。